

子どもたちを交通事故から守るために

小学生になると行動範囲が広くなり、一人で外出する機会も増えます。子どもたちが危険な目に遭わないよう、歩行中や自転車乗用中の交通ルールとマナーについて繰り返しご家庭で話し合ってください。

歩行編

子どもに伝えて！外出時のお約束

- 道路を渡るときは横断歩道を渡りましょう。
 - 信号が赤のときは止まる。青のときでも左右を見て車が止まったのを確認してから渡りましょう。
 - 信号機がない所は、左右を見て車が来ていないか十分に確かめてから渡りましょう。
 - 道路や駐車場、車の周りで遊ぶのはやめましょう。
 - 道路に出るときは、急に飛び出さず一度止まって、車が来ていないか確認しましょう。
- 合言葉は **止まる** **見る** **待つ** です！

！気をつけて！雨天時・夜間に歩く場合

ポイント①

目立つ色の服装を心がけましょう



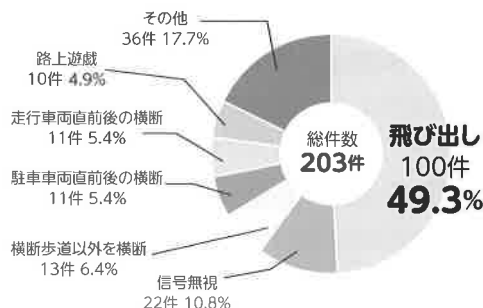
ポイント②

反射材を着けさせましょう



●小学生の歩行中の違反別交通事故件数(第1当事者)

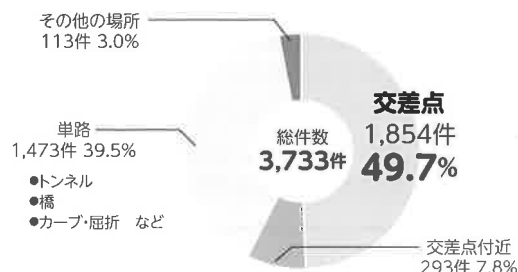
警察庁交通局交通統計年報(令和元年)をもとにJA共済連が作成



※件数の割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。
※参考データの都合上、7~12歳を小学生としています。

●小学生の歩行時の道路形状別死傷者数

警察庁交通局交通統計年報(令和元年)をもとにJA共済連が作成



※件数の割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。

自転車編

自転車に乗る前の見極めチェック

道路交通法上、自転車は軽車両になります。当然、車両としての交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければなりません。これらを理解し、被害者にならないだけでなく、加害者にもならないよう、安全な運転ができるまでは道路では自転車に乗らないようにしましょう。特に自転車は「乗れる」よりも「ブレーキできちんと止まれる」ことが重要です。子どもが自転車を安全に利用できるか、見極めチェックをしっかりと行ってください。

乗る前に自転車の点検をしましょう

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ブレーキ
前輪・後輪のブレーキがきちんときくか | <input type="checkbox"/> ハンドル
上から見て曲がりや歪みがないか |
| <input type="checkbox"/> タイヤ
パンクしていないか、空気が入っているか
傷がないか、擦り減っていないか
異物が刺さっていないか
スポークの破損や抜けはないか | <input type="checkbox"/> 車体
両足のつま先が地面につく高さか、チェーンがカバーに当たっていないか、ライトはつくか、反射器材は壊れていないか |
| | <input type="checkbox"/> ベル
鳴らしてみても、きちんと音が出るか |

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

※歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転する時など一部例外があります。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止 ○夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止 ○信号を守る
- 並進は禁止 ○交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

！もしも事故を起こしたら

自転車で歩行者等と事故を起こした場合は、警察に報告する義務がありますが、子どもが自分で対応できない場合は次の行動をとるように教えましょう。

- ①速やかに周りにいる大人に助けを求める
- ②相手がケガをしていたら、救急車を呼ぶなどの緊急で必要な措置をする
- ③保護者にすぐに連絡する

自転車運転者講習制度

信号無視や一時不停止などの一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者（14歳以上）は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に講習を受けなければなりません。令和2年6月、新たに妨害運転（あおり運転）が講習の対象となる危険行為に加わりました。

加害者リスクについて

車両である自転車が法令違反等により交通事故を起こした場合、自動車等での事故と同様に、様々な責任が生じます。「懲役」「禁錮」「罰金」「料料」の処罰を受ける**刑事上の責任**。そして損害賠償の責任を問われる**民事上の責任**。さらに事故の相手側をお見舞いするなど、誠意ある謝罪が求められる**道義的な責任**等があります。これらの責任は、未成年といえども免れることはできません。また昨今、自転車保険・共済加入の義務化が進んでいます。自転車は被害者だけでなく加害者になる可能性もあります。万が一に備え、積極的に加入しましょう。

よいお手本になりましょう

交通ルールやマナーは周囲の大人、特に身近な保護者の方が日常生活の中で繰り返し教えていくことが大切です。青信号の点滅時に子どもを急がして渡り始めたり、横断歩道以外の場所を渡ったりすると、子どもは大人の行動を見て、まねをしてしまいます。子どものよいお手本になるように行動しましょう。



親子で話し合いましょ



一緒に外出して危険な場面を見たときなどは、子どもが具体的に危険な交通行動を理解しやすい場面です。日ごろから交通安全への意識をもち、交通ルールやマナー、交通安全について親子で積極的に話し合う機会を作りましょう。

子どもの安全を守るために

自動車に関わる交通安全についても注意してください。

●車内設備の設置と法令遵守

子どもの成長段階に応じたチャイルドシートやジュニアシートの使用、後部座席でのシートベルト着用などを励行し、習慣化しましょう。

●車両のドアを開けるときの注意喚起

子どもが自分で車から乗り降りする際、必ずほかの車両や歩行者への注意をおこたらないよう声をかけましょう。

●駐車場、自宅周辺の事故への注意

駐車場や玄関まわりで遊んでいる子どもに気づかず車を当てるといった、親族が加害者となる交通事故が発生しています。たとえ自宅敷地内であっても、互いに気をつけるようにしましょう。

●車内熱中症・エコノミークラス症候群の防止

渋滞時などは車内環境が急速に悪化し、熱中症のみならず、飛行機に長時間乗っているときと同じ症状（エコノミークラス症候群：血管が急速に詰まり、呼吸困難になるなど）が起こりがちです。適度な水分補給など適切な措置方法を身につけましょう。